

著作権とフェアユースについての再考察

加藤 尚徳[†]

†新潟大学法学部 〒950-2181 新潟県新潟市西区五十嵐2の町 8050 情報法ゼミ
E-mail: †105a254c@mail.cc.niigata-u.ac.jp

あらまし 日本の著作権法ではその30条から50条の間に著作権者が持つ著作権を制限する規定を設けている。しかし、昨今の著作物を利用する環境の変化を鑑みると、コンピュータやネットワークをはじめとして、著作権を利用するために使われている技術は日々進歩しており著作権法の解釈において限界があるのではないと思われる。著作権法を厳格に解釈していくならば、隙間に分類される著作物の利用を考える上で不都合なことも考えられる。また、日本の判例においては、パロディの判断基準は曖昧であることも起因している。本稿では、米国著作権法で採用されている「フェアユースの法理」を再考察し、今後の日本の著作権法に一般条項の導入を前提とした考察を加えていく。

キーワード 著作権、フェアユース、パロディ、リヴァースエンジニアリング

RE –considerations of Copyright and Fair-use

Naonori KATO[†]

† Faculty of Law, Niigata University 8050 Ikarashi 2, Nishiku, Niigata, 950-2181 Japan
E-mail: †105a254c@mail.cc.niigata-u.ac.jp

Abstract There are the articles to limit the rights of copyrights in Japanese Copyright articles (From section 30 to 50). But recently, Surrounding using copyright products changes rapidly, for example using in computer, using on network. I think there are some limits in this case. If Japanese Copyright act are read carefully, there are some disadvantages to use copyrights. On the other hand, the border of Parody is not clear in Japanese cases because of them. In this paper, It is considered that “fare-use” a rule of American Copyright law and innovation “fare-use” in Japanese Copyright law.

Keyword Copyright, fair-use, Parody, Reverse engineering

1. 問題の所在

1.1. 現行著作権法の想定しない事例

日本著作権法の現実的問題として厳格解釈を貫くことが、不都合ないし不適切ではないかと考えられている¹。日本の現行著作権法の30条以下の著作権の制限規定では、その射程外と考えられるような事例がある。以下にその事例を列挙し確認していく。

(1) ネットワーク上での著作物の利用

現行著作権法ではインターネットをはじめとした様々なネットワーク上での複雑な著作物の利用は想定していない。例えば、著作権法30条にいう私的複製の解釈いかんによっては、他人の支配管理下にあるサーバへのアップロード行為またはダウンロード行為が行われるわけだが、著作権法上これらは複製行為にあたる可能性があり、他人の管理支配下にあることで私的複製としては認められないという事例がある。また公衆送信権(23条1項)侵害問題があり、さらに、裁判で争われている事例はないが、よく言われる例として、検索エンジン上の検索結果、サムネイル等での著作物の表示なども問題であるし、私的なウェブページやブログなどで著作物を含む記念写真等(例えばデ

ィズニールランドでミッキーマウスと一緒に撮った記念写真)がアップロードされる行為は著作権侵害であると判断される可能性がある。

(2) リヴァースエンジニアリングの問題

日本で、公には争われていないが、日本の著作権法を現状通りに解釈していけば、コンピュータプログラムのリヴァースエンジニアリングは著作権侵害に問われる可能性がある。しかし、実際にはリヴァースエンジニアリングを規制することは産業発展の観点から不都合であり、現状のままでは矛盾を抱えた状態となってしまう。

(3) パロディの問題

パロディについても、著作権法上の規定ではっきりと認められているとはいえない。著作権法を解釈していく上でパロディは引用(著作権法32条)にあたることされ、引用に準じた解釈が行われている。引用という解釈が行われると、パロディ作品は原作品と「明瞭に区別ができること」、「原作品の出典が明記されていること」が要件として求められている。また、学説上は「公正な慣行」、「出所明示義務」、「著作人格権」に配慮することが必要とされている。²しかし、パロディとはその作品や世の中に対する批評、批判であり、

上記のような要件が求められてくるとパロディはその本質を失ってしまうと筆者は考える。

(4) 研究目的の利用の問題

日本の著作権法 35 条には学校その他の教育機関での複製については著作権に制限を課すことが明示されているが、研究目的の著作物の利用については明記されていない。例えば、大学の教授が自分の研究のために絶版となった参考書を複製することや、研究のために著作権侵害を犯すような製品を試用することは、判断が曖昧なままである。また、民間企業が行う研究でもきわめて公共性が高いものがあり、そのような場合にも純粋な営利目的の複製と同様の判断基準を用いることはふさわしくないのではないだろうか。

1.2. 特徴的な判例

1.1 では現行著作権法の想定していない事例について列挙してみたが、現実これを裏付けるような特徴的な判例がいくつか出されているので、以下に挙げる。

(1) MYUTA 事件³

(平成 19 年 5 月 25 日東京地裁判決)

この事件は原告が提供するネットワーク上のサーバにユーザが音楽ファイルをアップロードし、このサーバから携帯電話に自分の音楽ファイルをダウンロードできるといったサービスを提供したところ、音楽著作権管理団体である被告に著作権侵害（複製権、公衆送信権）であるとしてサービスの中止を求められたところ、このような権利がないという確認訴訟を原告が提起したものである。裁判所はサーバおよび専用のソフトウェアを提供するなどの原告の行為が同サービスでのユーザが行う行為について管理支配性があるから、複製行為は著作権法 30 条にある私的複製にあたらず、また公衆送信にあたるとする判断を下したものである。

(2) 雑誌記事 LAN システム掲載事件

(平成 20 年 2 月 26 日東京地裁判決)

この事件は、被告が、原告の著作物である雑誌記事を、被告が所属する行政組織内の LAN システム中の掲示板にそのまま掲載したことにより、原告の複製権又は公衆送信権を侵害したとして、原告が被告に対して、原告の著作物についての予防的差止め及び損害賠償を請求したものである。裁判所はこれに対して、被告の行為は公衆送信行為にあたるとした。なお、複製権については判断をしていない（当該組織が行政組織であるため、著作権法 42 条における裁判手続き等に関する複製にあたると考えられるからと筆者は推測する）。

この事件自体がフェアユースの適用をうけ、著作権法違反という判断を免れるべきということではなく、米国裁判例（後述学術論文事件）との対比として、限界を導く鍵として考えたい。

(3) パロディ事件⁴

(昭和 55 年 3 月 28 日最高裁判所第三小法廷判決)

これは被告が原告の撮影した雪山をスキーヤーがシェパードをえがいて滑り降りてくる写真にタイヤを配置した合成写真を作成し、これに対して原告が著作権侵害（著作人格権の侵害、同一性保持権の侵害）を訴えた事例である。被告はこれは一種のパロディであるから、引用および改変は許されると主張した。最高裁判所は原告側の主張を認め、著作権侵害があると判断した。控訴審判決では被告の行為は他人による自由利用（フェアユース）にあたるから許されるという判断をしている。なお、この事件はこの判決が最終審ではなく、最高裁の判決は差し戻しであり、高裁、最高裁ともう一度争われている。

2. 解釈論の可能性

(1) 問題の解決策

上記のような問題点については、その解決策として、現在展開されている法解釈を改めていくという方法と新しく立法措置を講じるという方法が考えられる。あるケースについて権利侵害を肯定してしまうことが、結論としてどうも不都合であると考えるのであれば、これについて権利侵害を否定する何らかの解釈論を展開する必要がある⁵。この項では、前述の法解釈論の可能性について考えていく。

(2) 民法の一般条項の類推適用の可能性

権利濫用（民法 1 条 3 項）

公序良俗違反（民法 90 条）

著作権法は民法の特別法であるから、著作権法の基礎は民法にある。そこで、民法の一般条項を類推適用しようとするのが考えられる。民法の一般条項の権利濫用の規定は権利者の権利の請求が反社会的であって許容できない場合のことをいう⁶。

また、公序良俗違反とは、公の秩序善良の風俗という一般的な道徳観に照らして著しくこれを逸脱する場合にはその法律行為を無効とするものである。⁷

しかし、これらの規定はいわば最後の切り札のようなものであり、著作権法の判例以外の民事判例においても適用されることは希である⁸。そのような規定を毎年多くの訴訟がある著作権侵害に頻繁に適用することは、筆者は非現実的であると思う。

(3) 黙示の合意論

「黙示の意思表示」という考え方があり、これは、言葉や文字によっては表示行為があったとはいえないが、行動や周囲の事情を総合すれば、一定の表示行為があったものと判断されることをいう。つまり、著作権者と著作権利用者の間に実際にはそのような合意はなかったが、そのような合意があったように類推する

考え方である⁹。

しかし、そもそも黙示の合意が類推されるような行動や周囲の事情がなければならず、そういった推定が働く事例ばかりではないと考える。

(4) 著作権法30条以下の拡大、類推解釈

著作権法30条以下の著作権者の権利制限の規定を拡大解釈、あるいは類推解釈して、問題の部分射程に加えてしまおうというものである¹⁰。

著作権法30条以下の制限規定の解釈的余地については、そもそも日本の著作権法では制限される場合について事細かに例示列举されている。例えば近年追加された著作権法47条3項は、保守・修理のための一時的複製について定めているが、これは主に携帯電話などの保守・修理の際にその携帯電話の中の著作物を複製する（バックアップをとる）ことを念頭に置いているわけで、こういった事細かなものまで例示列举している。よって、その解釈的余地は限りなく狭く、新たな著作権利用方法が出てきた場合にも、著作権侵害と解釈せざるを得ない。

3. フェアユース一般条項の必要性

筆者は、以上のことから解釈論として著作権法上に想定されていない著作権の利用方法についての是非を考えることには自ずと限界があるというように思える。そして、著作権法上に想定されていない著作権の利用についても包括的に判断できるような一般条項を追加することが必要であると考え。なぜなら、著作権が文化の発展に寄与するものであるならば、著作権によって文化の発展が妨げられるようなことがあってはならないからだ。

ただし、著作権者の著作権が不当に侵害されることがあってはならない。そこで、米国著作権法上に採用されているフェアユースの法理について再考察を加えて、日本型のフェアユースとして一般条項を追加できないか以下に考察する。

4. フェアユースとはなにか

フェアユースとは、米国著作権法で用いられている法理であり、著作権侵害について著作者から訴えられた著作権の利用者が抗弁として用いることが許されている抗弁権のことである。米国は判例法の国であり、過去からの200年以上の歴史の中でフェアユースの法理は確立されてきた。著作権の権利の制限のやり方には2つあって、1つが日本のように細かくいろいろと並べていくやり方、もう一つが米国のように一般的な権利制限規定をおいていくやり方である¹¹。そして1976年の著作権法改正において、米国著作権法107条¹²として

「第106条（著作権者の排他的権利）および第106A条の規定（同一性保持権）にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授（教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む）、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェアユース（コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む）は、著作権の侵害とされない。著作物の使用がフェアユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。『（1）使用の目的および性質（使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的を含む）。（2）著作権のある著作物の性質。（3）著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。（4）著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。』上記の全ての要素を考慮してフェアユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。」

という条文を設けた。その特徴としては（1）から（4）までの要件、またその時点までにおける判例の射程と異にする場合にはその事例にあった判断基準において、当該著作物の利用がフェアユース（公正な利用）にあたるかどうかということを判断するところにある。¹³また、フェアユースの法理は衡平法(equity)上の合理性の原則に根ざしたものだから、真の定義については固まっておらず、一般的な適用ができるような定義というものは不可能であるということが米国法令研究上は言われており¹⁴、その一方で裁判所は一連の要件を設定して、この衡平のバランスをとるようなモデルを提示し続けている。各々独自性のある要件を設定しようとは試みているが、大まかには上述107条に記された4つの要件に還元できる。

5. フェアユースに関する米国判例

米国著作権法上で採用されているフェアユースの法理を参考にして我が国著作権法に取り込むことを考える上で、米国の判例で実際にどのようにフェアユースの法理が用いられているのかを確認したい。

(1) ベータマックス事件

Sony Corp. of America v. Universal City Studios, Inc. (464 U.S. 417(1984))

この事件は映像配給会社であるユニバーサルスタジオが、ベータマックスの製造元であるソニーを、違法な映像複製に寄与した製品を製造販売しているとして直接侵害に寄与した間接侵害の寄与侵害として訴えたものである。これに対して米国最高裁判所は、米国著作権法第107条は、「批評、解説、ニュース報道、教育、研究、調査等を目的とする使用は著作権侵害にならない」と定め、公正使用については著作権侵害の適

用を除外している。そして、「テレビ番組の録画というのは、昼間録画しておいて夜見る、すなわち、タイムシフティングしているだけなので、公正使用にあたる」とした。また、最高裁は侵害に寄与したとされる製品の「侵害しない使用」を侵害者側が立証すれば、寄与責任は免れられるとし、ソニーはそれを立証したため、寄与侵害にあたらないとした。

(2) リヴァースエンジニアリング事件（セガゲーム機 O S リヴァースエンジニアリング）

Sega Enterprises, Ltd. v. Accolade, Inc (977 F.2d 1510(9th Cir. 1992))

この事件は、セガが、同社のビデオゲーム機「Genesis」（日本名「メガドライブ」）との互換性を持たせるために同ビデオゲームのプログラムを解析したアコレードを著作権侵害で訴えた。セガは「アコレードがリヴァースエンジニアリングの過程で行った中間コピー（逆アッセンブリに伴うコピー）がゲーム・カートリッジのオブジェクト・コードに関するセガの著作権を侵害している」と主張していた。

裁判所は、アコレードによるセガのオブジェクト・コードの中間コピーは、著作権の侵害になり得るとしながらも、「公正使用」の範囲内であると判断し、セガの主張を退けた。

裁判所はフェアユースの4つの要件を考慮して、「最終的な目的が商業利用にあるとはいえ、アコレードが行ったリヴァースエンジニアリングはあくまでも機能的要件の調査を目的としており、この限りにおいて同社の使用は適法である」、当該著作物に関しては「すべての著作物に等しく同じレベルの保護が適用されるわけではない」特に「著作権法による保護は、当該著作物の背後にあるアイデアにまで及ぶものではない」とし「ある程度の量をコピーしない限り調査できない性質を持ち合わせている」と判断している。またそのコピーの量に関しては「アコレードがプログラム全体をコピーしたものの、その公正使用は認められる」としている。また、市場に与える影響についても、下記の判例にも記すが、セガに独占的な市場コントロールの権利が与えられている訳ではないと判断している。

(3) リヴァースエンジニアリング事件（プレイステーションエミュレーター）

Sony Computer Ent. Int. v. Connectix Corp. (203 F.3d 596(9th Cir. 2000))

この事件は Sony の発売するゲーム機であるプレイステーション（以下 PS）について、ここからその OS をリヴァースエンジニアリングしたことが問題となったものである。つまり被告は Virtual Game Station というプログラムを作り、これをコンピュータ上で動作させることによって PS のゲームを家庭のパーソナルコ

ンピュータでも動作できるようにしたのである。控訴審ではこれより前に出された Sega 判決（Sega Enterprises, Ltd. v. Accolade, Inc. (977 F.2d 1510(9th Cir. 1992)）を引用してリヴァースエンジニアリングにおけるフェアユースの抗弁を肯定している。最高裁では VGS がただ単に PS に置き換わるだけでなくあらたなプラットフォームを提供するという変容性があること、そして著作権が与える独占とは例えば原告である Sony が制作ないしライセンスするゲームをプレイできる装置の市場に、当然ながらコントロールを及ぼそうとするが、そういったものではないというように判断している。

(4) プリティウーマン事件

Campbell v. Acuff-Rose Music, Inc. (510 U.S. 569(1994))

これは2ライブ・クルーというグループがロイ・オービンソンの「オー、プリティウーマン」という楽曲を商業的（営利目的）に利用したものが米国著作権法107条にいうフェアユースになるかどうか争点であった。控訴審では、楽曲の商業的な性格と過激なコピー行為を理由としてフェアユースは成立しないとしたが、米国最高裁は商業的な性格はフェアユースの判断基準の一つにしかすぎないから、パロディの性質について十分な考察が行われているとはせず、差し戻した。米国の裁判所においてはパロディがフェアユースにあたるかというそもそもの判断は一度しか行われておらず、その際には米国最高裁判所の裁判官の意見は五分五分にわかれ、結局結論は出ていない¹⁵。つまり個々の事例がフェアユースにあたるかどうかという判断をしているわけである。

当判決に対して、米国の著名な法学者であるジェーン・ギングズバーグ氏¹⁶の意見文によると、ある控訴審判決¹⁷からの引用により、『パロディとは「おかしみないし滑稽をねらって、他人もしくはある作品の特徴的なスタイルを模倣した、文芸作品ないし芸術作品」あるいは「作家ないし一群の作家における思想やフレーズの投句町的な展開が滑稽なかたちで模倣されている散文ないし韻文」とし、先行した他人の組成物を使って新たな作品を創作し、少なくともその中にそうした他人へのコメントが含まれているもの』だと言っている。逆に、『オリジナルの組成物の実体やスタイルについての批評がなければ、単に注目を集めたり、新たな創作の骨折し仕事をさけるために先行する他人の作品を使ったにすぎないこととなり、これが公正な使用にあたるというのはゼロとはならないまでも減衰することになり、他の要素のしめる割合が大きくなる』ことを指摘している。最高裁判所の判断では当パロディ作品の批判的要素の存在について認定を行い、質につ

いてまでは言及していない。パロディに品があるかどうかという点については求めていないのである。

(5) 講義パック事件

Princeton University Press v. Michigan Document Services, Inc. (99 F.3d 1381(6th Cir.1996)(en banc), cert.denied, 117 S.Ct. 1336(1997))

この事件は米国の大学で用いられている講義パックに関するものである。講義パックとは著作物の教育上の複製は認められていることから、複数の参考書から講義で使うであろう部分を抜粋してあわせ、一つのパックとするものである。しかしこの複製は実際は講師や学生が行うわけではなく、コピー業者に依頼することによっていた。コピー業者はこのコピーをする際に著作権者にインセンティブを支払っていた。しかしある業者がこの複製はフェアユースにあたるとしてインセンティブの支払いをしなかった。裁判所は著作権者のコピー業者からのインセンティブも重要なものであり、これが減少することによって、教育上の複製を認める利益以上の不利益が著作権者にかかるとしてフェアユースの成立を認めなかった。

(6) 学術論文複写事件

American Geophysical Union v. Texaco, Inc. (37 F.3d 881(2d Cir.1994))

この事件は、米国の研究所で働く研究員である博士が、自分の研究のために必要と思われる学術論文を複製、保存していたことに対して、この学術論文の著作権を保有する原告が無許諾で複写したことが著作権侵害にあたることを主張した。なお、この博士が8つの学術論文を複製したとして裁判では争われているが、そのうち5つは結局使用していなかった。また、この博士の事例を抽出したかたちで裁判は執り行われているが、実際には同時に500人ほどの研究者が同時に被告として訴えられており、当該複製は博士が個人的に行ったものではなく、研究所単位で組織的に行ったものとして問題になっている。

裁判所は、被告の使用はフェアユースにあたらないという判断をした。重要な点として変容性がないことをあげて、今回のケースでのフォーマットの変換は重要な論点ではあるけれども、目的が保存にあることから、有用な利用に結びつく変容性があるとはいえないことを挙げている。また、本質的な問題として当該研究所が民間の研究所で公共性を有していないとはいえないが、営利目的の研究所であることから、著作権者のロイヤリティの減少を挙げている。

6. 一般条項の検討

以上のように米国のフェアユースに関する主たる判例を挙げてきた。その特徴として、米国著作権法10

7条に記された4つの要件について米国判例では詳細に検討しており、そのなかで比較衡量を行っている。しかし、その前段階として、各々の判例で示したような、その判例オリジナルと呼べるような判断基準、もしくは4つの判断基準の中から特に一つを抽出して検討を行っている。

では、日本の一般条項を考えるにあたってはどのような点を考慮すればよいのだろうか。前提として米国と日本の法制度の違いを考えなければいけない。つまり米国は判例法の国であり、日本はそうではないということである。著作権の制限規定について例示列举されているのもそのせいである。筆者は、今回この各々の制限規定については残したままで、これらの想定に含まれない様々な事例についてカバーできるような一般条項を考えるということにした。米国のフェアユース法理をそのまま導入して、日本の制限規定と置き換えるというようなことは考えていない。また、なるべく裁判によらない判断ができるように、できる限り具体的な要件を考えたい。さらに、実際には著作権法に関わる訴訟は30条以下の制限規定があったとしても起こっているわけだから、裁判上各々の判決に違いが出ないような判断基準としても機能させたい。

もう一点、日本著作権法の30条以降の制限規定との兼ね合いについて検討する。米国のフェアユース法理の射程内かつ日本の著作権法の例示列举という部分も多数ある。この兼ね合いを考慮しなければいけない。しかし筆者は、これは日本の一般条項を考える上で有利に働くのではないかと考えている。いわば合わせ技として、例示列举と一般条項の相乗効果によって自ずと範囲は限定されてくるからである。筆者が考える一般条項は、30条以下の制限規定が射程としない部分で考えればいいわけだし、射程に重複ができたとしても30条以降の規定との間でパラドックスが生じることは考えにくい。

筆者は前項に複数の米国判例を上げたが、これらの特徴は、その判例オリジナルと呼べるような判断基準、もしくは4つの判断基準の中から特に一つを抽出して検討をするところにある。筆者は各々の判例で特に注目されていた要件について考えて、これに共通する項が見つけられないかどうかということで検討をしてみた。

結果、日本著作権法の一般条項導入を前提としてその特徴を眺めるのであれば、その第一段階として「変容性」の有無を判断していること、第二段階として「商業性」の有無について判断しているということである。このような判断の方法はトランスフォーマティブの法理(transformative use)とも呼ばれている¹⁸。

変容性の有無の基準は、もとの著作物から新たな独

創性をもった著作物を作り出しているか、あるいは新たな独創性をもった著作物の利用方法を提示できているかということである。パロディ判決の中では、批判批評的要素の有無、アメリカのパロディ判決の草分け的判決であるブリティウーマン事件では音楽ジャンルの重複も指摘している。あるいはリヴァースエンジニアリングに関する判決では、その利用、もしくは使用目的に従来との変容の有無を問題としている。変容性が認められる場合にはそうでない判決に比べて、商業性の認定がより緩やかになっている。

商業性の有無に関しては、単にその利用が商業的か非商業的に限定されるわけではない。これは大半の場合が何らかのかたちで商業性を有してしまうこともその理由であろう。商業性の判断の場合には、著作権者の本来であれば享受できる利益を不当に侵害していないか、あるいは著作権者にとってその利益を受けられないことで、著しく全体としての割合からして受けられる利益が制限されないかということで判断している。つまり単純に不利益を与えるかどうかではなく、それが一定程度を越えているかどうかということである。

7. 提案

その結果以下のような一般条項を提案する。

著作権法 5 X 条

この条文は著作権法において例示列举されている著作権の制限の想定する以外の著作権利用について定める。以下の要件を満たす場合はその利用は公に認められた利用として、必要な範囲で著作権の制限が認められる。

- (1) その著作物の利用が正義に反しない場合。
- (2) (1) を満たす場合で、著作権者に対して対価を支払う必要がない場合。
- (3) (1) を満たし (2) を満たさない場合、必要な対価を著作権者にすでに支払っている場合。

8. まとめにかえて

以上のように、検討を行ったが、これですべてを検討し終えた訳ではない。著作権法の制限規定のことを考えるのであれば、著作権人格権についても深く検討する必要があるし、著作権保護技術との兼ね合いも考慮しなければいけない。今後はこのような点を中心にさらなる考察を進めていきたい。

文 献

¹ 上野達弘, 「著作権法における権利制限規定の再検討—日本版フェア・ユースの可能性〈講演録〉」, 『コピーライト』, 560, 7 頁 (2007)

² 田村善之, 「著作権法 3 2 条 1 項の「引用」法理の

現代的意義〈講演録〉」, 『コピーライト』, 554, 16~17 頁, (2007)

³ 判時 1179 号 100 頁

⁴ 判時 967 号 169 頁

⁵ 上野, 前掲, 14 頁,

⁶ 安井宏他, 『プリメール民法 1』, 法律文化社, 30 頁, (2002)

⁷ 安井, 前掲, 124 頁

⁸ 安井, 前掲, 31~32 頁, 124~132 頁 (権利濫用および公序良俗違反の例について限定的に列举され、解釈論について問題提起がされている。)

⁹ 東京地判平成 9 年 8 月 2 9 日 (俳句の添削事件) 俳句の改変について黙示的に承諾したと認容

¹⁰ 上野達弘, 前掲, 560, 18~19 頁. では拡大解釈・類推解釈の可能性について触れている。

¹¹ 阿部浩二, 「日本著作権法とフェア・ユースの理論」『コピーライト』, 482, 8 頁 (2001)

¹² 白鳥綱重, 『米国著作権入門』, 信山社, 208~210 頁 (2004) より条文英訳出典

¹³ ロバート・ゴーマン, ジェーン・ギンズバーグ, 『米国著作権法詳解』, 信山社, 内藤篤 (訳), 638 頁 (2003)

¹⁴ ゴーマン & ギンズバーグ, 前掲, 638 頁.

¹⁵ *Benny v. Loew's Inc.*, 239 F.2d 532(CA9 1956), *aff'd sub nom. Columbia Broadcasting System, Inc. v. Loew's Inc.*, 356 U.S.43(1958)

¹⁶ ゴーマン & ギンズバーグ, 前掲, 643 頁.

¹⁷ 972 F.2d, at 1440, quoting *Encyclopedia Britannica* 768(15th ed.1975)

¹⁸ トランスフォーマティブの法理 (transformative use) 山本隆司, 「米国著作権法の基礎知識」, 太田出版, 135~145 頁 (2004)